

## 議案第 1 4 号

### 損害賠償請求事件に関する訴えの提起について

損害賠償請求に応じない者に対し、下記のとおり損害賠償請求訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

市川市長 村 越 祐 民

### 記

#### 1 訴えの相手方

- (1) 東京都港区虎ノ門 1 丁目 7 番 1 2 号

沖電気工業株式会社

代表取締役 鎌上 信也

- (2) 東京都中央区日本橋馬喰町 1 丁目 8 番 8 号

三峰無線株式会社

代表取締役 中島 芳明

#### 2 訴えの趣旨

市川市を含む地方公共団体の消防救急デジタル無線機器の納入に関し、公正取引委員会が沖電気工業株式会社他 4 社の談合を認定したことに伴い、沖電気工業株式会社が製造した消防救急デジタル無線機器を同社の販売代理店である三峰無線株式会社から不当に高い価格で購入させられていたことが判明したことから、両社に対し、これにより生じた損害として、連帯して 3 2, 3 4 0, 0 0 0 円及びその遅延損害金を支払うよう請求する旨の訴えを提起するものである。

### 3 訴訟進行の方針

本件訴えの進行上特に必要がある場合には、訴え又は当事者の追加その他の変更をすることができるものとする。

## 理 由

消防救急デジタル無線機器の納入に関し、公正取引委員会が談合を認定したことに伴い、沖電気工業株式会社が製造した消防救急デジタル無線機器を同社の販売代理店である三峰無線株式会社から不当に高い価格で購入させられていたことが判明したことから、両社に対し、これにより生じた損害の賠償を請求する訴えを提起するため、提案するものである。